

第65号議案

豊後大野市体育施設条例の一部改正について

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月8日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

豊後大野市体育施設について指定管理者制度を導入するため条例整備等をする必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市体育施設条例（平成17年豊後大野市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第13条中「、又は特別の施設をしたものは」を削り、同条に次の1項を加える。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

第16条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）体育施設の利用の許可に関する業務

（2）施設等の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が体育施設の管理運営上必要と認める業務

（利用料金の収受等）

第17条 指定管理者が管理する体育施設の利用料金は、当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表第3で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 利用者は、その利用に係る利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（準用規定）

第18条 第5条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条及び第13条第2項の規定は、第15条の規定により指定管理者が体育施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、第5条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条及び第13条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。